

内閣参質一八六第四号

平成二十六年二月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員江口克彦君提出「特定秘密の保護に関する法律」の施行までに行うべき措置等に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出「特定秘密の保護に関する法律」の施行までに行うべき措置等に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第四十一条において、国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関であると定められておるとおりである。

二から四までについて

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「本法」という。）は、国会における慎重な審議を経て成立したものと承知しているが、これまでに各方面から伺った様々な御意見を真摯に受け止め、今後とも、本法について、国民に丁寧に説明を重ねるとともに、その施行までの間に、御指摘のとおり「特定秘密の指定基準の策定」を行うなど、その適正かつ効果的な運用が図られるよう準備を進めることとしている。

なお、お尋ねの「本法の題名及び目的」については、適切なものであると考えている。

